

議案第33号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第13条第8項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

付則に次の1項を加える。

17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規

定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）

の
とする。
」

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第8項第5号の改正規定及び付則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第13条第8項第5号の規定を除く。）及び次項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 新条例第13条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において

同じ。) であって職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第8項(第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

(説明) 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)の施行に伴い、雇用保険に準拠して定めている失業者の退職手当の支給範囲を拡大するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (現行に同じ。)</p> <p>2～6 (現行に同じ。)</p> <p>7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (省略)</p>

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め
たもの

(3) (現行に同じ。)

(4) (現行に同じ。)

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (現行に同じ。)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第5

(2) (省略)

(3) (省略)

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (省略)

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する

8条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所
を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (現行に同じ。)

9～14 (現行に同じ。)

付 則

17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の

規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条ま
で及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に
規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法
第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者
に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進
するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと

「イ 雇用保険法第22条第2項
が適当であると認めたもの」とあるのは

ウ 特定退職者であつて、雇用
に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同
保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第
法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める
24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために

移転費の額に相当する金額

(6) (省略)

9～14 (省略)

付 則

者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促
必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であ
進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこ
ると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とが適当であると認めたもの
とする。